

## 大網白里市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和2年度財政援助団体等監査及び定期監査の報告に基づき講じた措置について、別添のとおり大網白里市長から通知があったので公表する。

令和5年5月26日

大網白里市監査委員 古川 光夫

大網白里市監査委員 岡田 憲二

総第376号  
令和5年5月8日

大網白里市監査委員 古川 光夫 様  
同 岡田 憲二 様

大網白里市長 金坂 昌典

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

令和2年11月27日付け監第282号で通知のあった定期監査及び財政援助団体等監査の報告並びに令和3年2月24日付け監第393号で通知のあった定期監査の報告に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり通知します。

1 報告書番号 令和2年11月27日付け監第282号

2 監査の種類 財政援助団体等監査

監査の結果（指摘事項）	講 じ た 措 置
<p>(アグリライフ大綱)</p> <p>・ <b>事業の成果について</b> アグリライフ大綱が行う主な事業は、加工技術研究として年8回の料理講習会を実施している。 補助金の殆どは料理講習会の材料費に充当されており、特産品の開発活動を行っているが、研究した結果を発表する場がなく、研究の成果が見えないところである。 今後、補助金交付団体として活動していくために、公益性のある活動となしうよう研究の成果を発表するなどし、研究した成果が幅広く市民に行きわたるような活動が必要である。</p> <p>(農業振興課（アグリライフ大綱）)</p> <p>・ <b>補助金の交付について</b> 補助金を交付するに当たっては、大綱白里市補助金等交付基準に基づき、事業の交付要件である公益性、効果、必要性、公平性、適格性を補助金実績報告などで検証したうえで、補助金等の交付要件に合致するか十分に検討すること。</p> <p>・ <b>補助金交付要綱の策定について</b> 交付団体に対して補助金を交付するに当たっては、限られた財源を分配するものであることから、市の計画、施策に沿うようその公益目的を検討し、それに対して有効な補助金の支出をなしうよう、事業の目的や補助対象経費を明確にし、個別に考慮した交付要綱又は支出基準を整備すること。</p> <p>(大綱白里市農業研究会)</p> <p>・ <b>会計経理について</b> 大綱白里市農業研究会の運営費は、補助金、会費及び事業収入を財源として運営されており、その会計経理について監査をしたところ、令和2年3月末日現在の金銭出納帳と預金通帳の残高が一致していなかった。 一部現金で管理しているという事であったが、本来は、金銭出納帳と預金</p>	<p>各種イベント参加時や、市広報・ホームページなどにより、特産品開発活動の成果を発表し、市民の方々をはじめ市外の方々へも広くPRを行っていく。</p> <p>補助金を交付するに当たっては、大綱白里市補助金等交付基準に基づき、交付要件に合致するかなどを十分に検討する。また、廃止を含む検討を行っていく。</p> <p>市からアグリライフ大綱へ交付される補助金について、アグリライフ大綱事業補助金交付要綱（令和3年告示第9号）を制定した。</p> <p>監査後、市農業研究会において支出を再度確認し、令和3年4月8日農業振興課職員立会のもと、令和2年度の金銭出納帳と預金通帳の残高が一致していることを確認しました。 今後も、金銭出納帳と預金通帳の双方で支出入を確認し、適正な会計処理に務める。</p>

通帳の双方で支出入を確認すべきであり、補助金は公金であるという意識を持ち適正な会計処理に努められたい。

(農業振興課(大網白里市農業研究会))

・財政援助団体への指導について

補助金の適正な会計処理について、補助金交付団体に対して指導すること

(商工観光課(大網白里市なつまつり実行委員会))

・補助金交付要綱の策定について

交付団体に対して補助金を交付するに当たっては、限られた財源を分配するものであることから、市の計画、施策に沿うようその公益目的を検討し、それに対して有効な補助金の支出をなすよう、事業の目的や補助対象経費を明確にし、個別に考慮した交付要綱又は支出基準を整備すること。

(社会福祉協議会)

・補助金の使途について

社会福祉協議会(以下「協議会」という。)が補助金を活用して行う主な事業は、社会福祉協議会運営事業、福祉活動専門員設置事業、地域ぐるみ福祉ネットワーク事業、ふれあいのまちづくり事業、敬老事業、総合相談事業であり、補助金交付金額47,447,024円の内、敬老事業費2,974,410円を除く多くは人件費等に充当されている。

敬老事業費補助金は、市から協議会に交付されたのち協議会から各支部に補助金を再交付しており、各支部に求めた決算報告資料等を監査したところ、敬老事業とは関係ない防犯用品の購入など、疑問を持たざるを得ない支出が多く見受けられた。

協議会は所管課とともに補助対象以外に支出されたものを精査し、各支部に返還を求めるなど必要な措置を講じること。

補助金の適正な会計処理について、補助金交付団体に対し指導を行った。

令和3年2月25日付け告示第24号にて、大網白里市なつまつり事業補助金交付要綱を策定した。

左記指摘に先立ち、監査委員事務局より追調査があり、以下日程にて所管課担当者より、財政援助団体(社会福祉協議会、以下「協議会」という。)事務局および同支部長へ聞き取り調査を行い、返還要否を精査することといたしました。

○所管課および協議会間にて使途の検証、補助対象外の取引を抽出

11月5日(木)午前 福祉会館にて

11月6日(金)午後 同上

11月18日(水)

令和2年度財政援助団体等監査意見交換会

○財政課同席により所管課および協議会間にて返還額の確定

12月4日(金)午後 中央公民館にて

なお、同日、追調査とされた各支出明細のうち、今回は返還対象外と認められた取引においても、補助を妥当とした

(社会福祉課 (社会福祉協議会) )

・補助金の交付事務について

敬老事業は、協議会の各支部が、市から協議会へ交付された補助金の再交付を受け、事業をそれぞれ実施されてきたが、本補助金は令和元年度をもって終了としているところである。

敬老事業に係る各支部の補助金の使途について監査したところ、敬老事業には充当できないと思慮される多くの支出が見受けられた。

大網白里市補助金等交付基準 (補助金等の検証) によると、実績報告書が提出された時は、補助金等の不適切な使用がないかを補助対象経費に係る領収書等の支払証拠書類でその使途を確認するとされている。

しかしながら、所管課及び協議会双方において実績報告書の確認を証拠書類等を用いて検証しないまま交付額を確定しており、補助金の決定に際しては審査が不十分だったと言える。

所管課は協議会とともに補助対象以外に支出されたものを精査し、各支部に返還を求めるなど必要な措置を講じること。

理由をまとめ、別途社会福祉課まで提出するよう指示、同月末に受領いたしました。

1 2月10日 (木) 補助金返還通知  
翌2月10日 (水) 返還金入金確認

今後といたしましては、補助金の確定にあたり、敬老事業は終了しますが、他の補助事業に対する補助金の不適切な充当がないか、社会福祉課において補助対象経費に係る領収証等の確認および検証を行いながら、今後も市補助金が公正かつ適切に使用されるよう指導・監督に努めてまいります。

左記指摘に先立ち、監査委員事務局より追調査があり、以下日程にて所管課担当者より、財政援助団体 (社会福祉協議会、以下「協議会」という。) 事務局および同支部長へ聞き取り調査を行い、返還要否を精査することといたしました。

○所管課および協議会間にて使途の検証、補助対象外の取引を抽出

1 1月5日 (木) 午前 福祉会館にて  
1 1月6日 (金) 午後 同上

1 1月18日 (水)

令和2年度財政援助団体等監査意見交換会

○財政課同席により所管課および協議会間にて返還額の確定

1 2月4日 (金) 午後 中央公民館にて

なお、同日、追調査とされた各支出明細のうち、今回は返還対象外と認められた取引においても、補助を妥当とした理由をまとめ、別途社会福祉課まで提出するよう指示、同月末に受領いたしました。

1 2月10日 (木) 補助金返還通知  
翌2月10日 (水) 返還金入金確認

今後といたしましては、補助金の確定にあたり、敬老事業は終了しますが、他の補助事業に対する補助金の不適切な充当がないか、社会福祉課において補助対象経費に係る領収証等の確

(大網白里市老人クラブ連合会)

・補助金の使途について

大網白里市老人クラブ連合会が行う健康づくり事業は、介護予防と健康寿命、食生活改善、スポーツの普及を事業計画とし活動を行っている。

補助金の主な使途としては、グラウンドゴルフ大会、ペタンク大会、ゲートボール大会等に係る経費であり、車賃、昼食代、道具購入及び参加賞等に支出されていることが確認された。

車賃については、市の旅費に関する条例で定める金額と異なっており、同条例に準じて支出すべきと思料する。所管課に確認することが必要である。

昼食代等の飲食に係る経費は、大網白里市補助金等交付基準（補助金の使途）によれば、原則として補助金を充当することはできない。ただし、例外的に認められている場合もあるので、必要な場合については、所管課に確認することが必要である。

また、年度末においてスポーツ大会に必要な道具を購入しているとのことであるが、新型コロナウイルス感染症の影響により大会中止があった中で、年度末での購入が必要であったのか検討すべきであった。

更に、補助金でゴミ袋等の参加賞の代金を支出しているが、社会一般通念上、公金で賄うことがふさわしい経費であるのか、所管課と検討することが必要である。

(高齢者支援課（大網白里市老人クラブ連合会）)

・補助金の使途について

大網白里市老人クラブ連合会が行う健康づくり事業の会計帳簿及び領収書を確認したところ、補助金の使途に、品名明細が確認出来ない領収書や補助

認および検証を行いながら、今後も市補助金が公正かつ適切に使用されるよう指導・監督に努めてまいります。

令和2年11月10日開催された、大網白里市老人クラブ連合会役員会において補助金の使途について、次のとおり指導し、団体から今後の補助金の使途について、了承いただきました。

・車賃については、市の旅費に関する条例で定める金額に準じるように指導しました。

・飲食費については、大網白里市補助金等交付基準第5（3）規定されているものに限り補助対象とするように指導しました。

・大会用の道具の購入などの支出の時期については、購入前に所管課へ事前確認をするように指導しました。

・参加賞に限らず補助対象経費については、補助事業の目的を踏まえ、適切な支出となるように指導しました。

今後、適正な補助事業の執行のため、随時指導して参ります。

交付額確定に向け、令和3年3月11日、12日、17日、18日、19日、24日、の6日をかけ、単位老人クラブ1団体ごとに、補助金等の不適切な支出がないか、関係帳簿や証拠書類を確認し、ヒアリング形式で、十分な審査、指導を実行しました。

今後とも、申請や実績報告などの際には、補助団体へ補助金対象経費を明確に説明し、厳格なチェックと指導に

対象経費として適格性を欠くものなどが散見された。また、補助事業完了間際に、スポーツ大会に使用すると思料される物品購入が見られ、執行上好ましくないものである。

大網白里市補助金等交付基準（補助金等の検証）によると実績報告書が提出された時は、補助金等の不適切な支出がないかを補助対象経費に係る領収書等の支払証拠書類でその用途を確認することとしていることから、所管課は交付額確定に際して審査が不十分だったと言える。

補助金等交付基準を習熟し厳格なチェックと十分な指導をすること。

また、補助金対象経費を明確にし、補助金交付団体に説明すること。

#### ・補助金交付要綱の策定について

交付団体に対して補助金を交付するに当たっては、限られた財源を分配するものであることから、市の計画、施策に沿うようその公益目的を検討し、それに対して有効な補助金の支出をなすよう、事業の目的や補助対象経費を明確にし、個別に考慮した交付要綱又は支出基準を整備すること。

（大網白里市防犯組合）

#### ・補助金交付要件である適格性について

大網白里市防犯組合（以下「防犯組合」という。）は、犯罪のない住みよい明るいまちづくりのため、防犯思想の普及活動、防犯パトロールの実施及び防犯灯事業を実施しており、活動は各支部に委ねられている。補助金は、同組合の運営事業費である事業費（防犯キャンペーン・一般防犯灯設置等）、事務費（通信運搬費）及び支部運営費に対して交付されている。

防犯組合を監査したところ、市からの補助金1,595,334円の内、1,258,000円が防犯組合から各支部に支部運営費として再交付されており、各支部の収支決算書では、補助金は、組合費、防犯灯費（又は区費負担金）及び前年度の繰越金とともに内容を記載し収入として計上されており、防犯灯管理費及び活動費等が支出

より、補助事業の適正な執行を図りません。

市から老人クラブ連合会へ交付される補助金について、補助金交付の適正化及び効率化を図るため、「大網白里市老人クラブ補助金交付要綱」を制定し、令和3年3月31日に告示しました。

令和3年3月18日開催の市防犯組合役員会において、事務局より監査委員からの指摘事項について、各支部へ説明を実施しました。

各支部へは、大網白里市補助金等交付基準の遵守及び各支部の繰越金の内、特定の目的を持った積立金につき予算書・決算書上で区別し、積立て目的の明確化を図ることを説明しました。

として計上されていた。収入と支出の差額が繰越金となるが、繰越金は運営費の単なる余剰金であるのか、特定の事業を目的として積み立てられたものであるのか不明であり、翌年度への繰越金が補助金額を多く上回っている支部が見受けられた。

大網白里市補助金等交付基準（交付要件及び補助金等の検証）によれば、団体等の決算における繰越金又は剰余金が市補助金の額を超えていないものを補助金の要件としており、更に、運営費補助にあつては、繰越金が補助金を超えている場合は、補助金額を減額調整すること。また、剰余金・繰越金・積立金が多い団体、自立できる団体については、補助の必要性について適宜見直しを図ることとなっている。

交付基準に従えば、繰越金が補助金を超えているので、補助金の減額調整等の対象となる。各支部の防犯組合は、繰越金、収入及び支出の内容を検討し、補助金の申請を行うのであれば、補助金の対象団体としての適格性を備えることが必要である。

（安全対策課（大網白里市防犯組合））

**・大網白里市補助金等交付基準を超過した翌年度への繰越金について**

大網白里市補助金等交付基準（交付要件）によると、団体等の決算における繰越金又は剰余金が市補助金の額を超えていないものを補助金の要件としており、更に、運営費補助にあつては、繰越金が補助金を超えている場合は、補助金額を減額調整すること。また、剰余金・繰越金・積立金が多い団体、自立できる団体については、補助の必要性について適宜見直しを図ることとなっている。

しかしながら、防犯組合においては、財政援助団体への指摘事項に記載したとおり、翌年度への繰越金が補助額を多く上回っている支部が見受けられた。

所管課は、今後の補助金の交付に当たっては、交付基準に従い、補助金等の交付要件に合致するか十分に検討すること。

令和3年3月18日開催の市防犯組合役員会において、事務局より監査委員からの指摘事項について、組合役員へ説明を行いました。

役員会においては、大網白里市補助金等交付基準の遵守及び特定の目的を持った積立金と単純な繰越金を予算書・決算書上で区別し、目的を明確にするよう説明しました。

また、今後は、各支部の領収書類等の提出を求めることとし、用途を把握することとしました。

令和3年2月17日告示第15号において、「大網白里市防犯組合事業補助金交付要綱」を策定した。



また、各支部へ補助金が再交付されていることから、その用途については十分確認すべきである。

・補助金交付要綱の策定について

交付団体に対して補助金を交付するに当たっては、限られた財源を分配するものであることから、市の計画、施策に沿うようその公益目的を検討し、それに対して有効な補助金の支出をなすよう、事業の目的や補助対象経費を明確にし、個別に考慮した交付要綱又は支出基準を整備すること。

3 報告書番号 令和3年2月24日付け監第393号

4 監査の種類 定期監査（第2回）

監査の結果（指摘事項）	講 じ た 措 置
<p>（農業振興課（農業委員会事務局含む。））</p> <p>・公文書の適正な管理について</p> <p>監査を実施する過程において、令和元年度の職員の出張命令簿の提出を求めたところ、ファイルが紛失しているという不適切な事案が確認された。</p> <p>大網白里市公文書取扱事務規程によると、公文書の保存期間は、文書保存類別規程の定めるところにより、職員の出張命令簿は5年保存とされている。</p> <p>また、公文書は必要なときに、直ちに取り出せるように保管し、又は保存しておかなければならないとされている。万が一、旅行者が負傷を負った場合など、出張命令簿がなければ公務災害の認定がされず大変な事態を招きかねない。</p> <p>今後、このようなことが起きないように、公文書の管理を徹底し、再発防止に向けた対策を講じること。</p>	<p>出張命令簿については、板目表紙によりファイル管理しており、令和元年度出張命令簿のファイル入れ替えを行った際、文書棚に保管すべきところ、これがされなかったと思われることから、今後は、単年ごとにファイルする方式に改めます。</p> <p>また、庶務担当のみに任せず、管理職も一緒に確認し、このようなことが二度と起きないように注意いたします。</p> <p>なお、令和2年度出張命令簿につきましては、現在、単年ファイルに改め、保管しています。</p>